

Subject: RE: 西山キミエ様の財産引継の件
From: 弁護士法人 岩永・新富法律事務所 弁護士 岩永 隆之 <iwanaga-ta@ace.ocn.ne.jp>
Date: 2023/09/21 15:33
To: '西山紀男 (OCN)' <qqcm2mg9k@air.ocn.ne.jp>

西山様

お世話になっております。

「他の相続人や成年後見人に財産を引き渡すことについて承諾する考えはありません。」
と回答されてはいかがでしょうか。

岩永

From: 西山紀男 (OCN) <qqcm2mg9k@air.ocn.ne.jp>
Sent: Thursday, September 21, 2023 1:22 PM
To: 岩永・新富法律事務所 弁護士 岩永 隆之 <iwanaga-ta@ace.ocn.ne.jp>
Subject: Fwd: 西山キミエ様の財産引継の件

弁護士 岩永 隆之 様

西山キミエの遺産相続については大変お世話になっております。

さて、当件に関して、安部高樹司法書士、旧西山キミエの成年後見人、から
下記の要請を受け取りました。
安部氏は、西山家の当主は長男の紀男であることを全く理解していないようです。

どのように返信したらよろしいでしょうか？
ご教授をお願いいたします。

道後湯之町 西山紀男

----- Forwarded Message -----

Subject: 西山キミエ様の財産引継の件
Date: Thu, 21 Sep 2023 11:27:39 +0900
From: abe@shihoo.com
To: 西山紀男 (OCN) <qqcm2mg9k@air.ocn.ne.jp>

西山 紀男 様

お世話になっております。

先日、西山様よりお送りいただいた品物を受領しましたので、ご報告いたします
(こうしたものにお礼を述べるのはかえって失礼にあたるということ
ですので、受領した旨のご報告のみにさせていただきます)。

さて、西山キミエ様の財産引継ぎについて、確認させていただきたいと思います。
先日お送りいただいた「承諾書」の記載内容から、
西山様はご自分にキミエ様の財産(預貯金通帳等)を引き渡してほしいという
ご意向をお持ちであることは理解しています。

念のためにお聞きしますが、他の相続人に財産を引き継ぐことに同意なさるとい
う可能性はないでしょうか。

相続人の成年後見人である弁護士か、もう一人の相続人どちらかへの引継ぎにつ
いて承諾なさる可能性はないでしょうか、ということです

(このあたり少々遠回しに書いていますが、もし多少なりとも可能性があるのであれば、
次回はより具体的に書こうと思います)。

なお、「管理の計算」報告書に同封した書面にも書きましたが、長崎家庭裁判所は、
原則としてキミエ様がお亡くなりになった日の2ヶ月後である9月23日以前に財産を
相続人の方に引き継ぎ、9月23日までに財産引継書を裁判所に提出するようと言っ
ています。

ただ、当初より2ヶ月以内という期限内での提出は難しいと当職は考えており、
長崎家裁にはあらかじめその旨伝え、また同家裁に見通しを説明するつもりですが、
できるだけ早めの財産引継が実現するようご協力いただければと存じます。

何らかのご回答をいただければ幸いです。

よろしくお願ひ申し上げます。

〒850-0033

長崎県長崎市万才町2番7号 松本ビル203

司法書士 安部高樹事務所

司法書士 安部高樹

TEL 095-826-4451

FAX 095-826-4425

Mail : abe@shihoo.com

+++++ 媛の早起き鳥 +++++

+ Home Page: <https://n2480hp.net/index.php>

+++++